

平成24年(ワ)第49号等

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

準備書面11の4の4

2013年5月24日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井 優

弁護士 河 西 龍太郎

弁護士 東 島 浩 幸

弁護士 椛 島 敏 雅

弁護士 長 戸 和 光

外

記

第1 はじめに

原発を操業すると必ず使用済燃料が生じる。使用済燃料は、再処理してガラス固化体にするにせよ、直接処分するにせよ、最終的には廃棄物として処分しなければならないものである。

本来、廃棄物の処分は、廃棄物を発生させた事業者が自らの責任において処理しなければならないものである（廃棄物の処理及び清掃に関する法律3条1項）。ところが、放射性廃棄物、特に使用済燃料は極めて高い放射線量を有し、少なくとも数万年単位での厳重な管理を要する。この半永久的ともいえる期間の厳重な管理を人類はいまだかつて経験したことがない。そのため、一民間企業に過ぎない電力会社が使用済燃料を処理することは不可能である。

そこで、被告国は、研究を行い、最終処分の方針を定め、処分事業を実施する組織をつくりあげた。そして、組織ができた後も自治体との調整を行い、積極的な広報活動を行うなどしている。

最終処分方法を決定することは原発稼働の大前提である。

現在、認可法人が処分事業の実施主体となっているが、実質的には被告国がその最終処分事業の実施主体とあって差し支えない。

以下、詳述する。

第2 使用済燃料を電力会社が処分することは不可能である

1 使用済燃料の長期にわたる危険性

使用済燃料とは、「原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質」をいうが（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律2条9号。以下、同法を「原子炉等規制法」という。）、要するに、ウラン燃料やMOX燃料を原発で燃やした後の燃え残りのことである。

100万キロワット級の原子力発電所を1年間稼働させると、使用済燃料が約31トン生じる（甲C第30号証11頁図I-1）。

ウラン燃料やMOX燃料中に含まれるウランやプルトニウムは核分裂反応を行いながら燃焼し、その燃焼過程で多くの核分裂生成物が発生する（甲C第30号証161頁表IV-1）。そして、この核分裂生成物のほとんど全てが放射能を有する。

使用済燃料は、その放射能のために極めて毒性が高いが、人類はその毒性を無毒化する技術を持たないから、放射能が自然に減衰していくのを待つしかない。ところが、その毒性は極めて長期にわたって残存する。その危険性は、「1トンの使用済燃料に含まれる放射性物質は、1000年後に琵琶湖の水で希釈してもまだ飲めない。」ほどであり（甲A第1号証136頁）、人間を含め地球上の生物にとって絶対的に有害危険なものである。

現在、我が国は、この絶対的に有害危険な使用済燃料を、約1万7200トンも保有しており、貯蔵量は限界に近付いている。（甲C第31号証3～4頁）。

使用済燃料の処分について、被告国は、再処理路線（使用済燃料から、燃え残ったウランやプルトニウムを抽出し、新たな燃料として加工して使用すること。なお、この場合においても抽出後のカスすなわち高レベル放射性物質が残るため、やはり数万年単位での管理が必要となる。）を強力に推進しているところ、一方で直接処分方式（ワンスルー方式。再処理をしないでそのまま廃棄物として処分すること。）もあり得る。

しかし、いずれの処分方法をとるにせよ、少なくとも数万年単位で人間社会から絶対に隔離しなければならないことに変わりはない。

2 民間企業の電力会社には処理できないこと

(1) 長期にわたる安全性確保が不可能

使用済燃料は、少なくとも数万年単位で人間社会から隔離して保管することが必要である。現在の日本列島の形が形成されたのは約1万3000年前であり、1万年前は縄文時代である。そのような超長期にわたって、一民間企業が使用済燃料の処分の安全性を確保できないことは明らかである（本来

国にさえもできないことは、準備書面6の16頁以下で述べたとおりである)。

(2) 長期にわたる研究及び莫大な予算が必要であること

超長期にわたる使用済燃料の処分方法を確立するには、長期にわたる研究及び莫大な予算が必要である。実際、被告国は、処分方法を定めるために、1956年(昭和31年)以降研究を続け、核燃料サイクル事業費として既に2兆円を投入している。さらに、2003年(平成15年)時点において、将来的に必要な核燃料サイクル総事業費は約18,8兆円との試算が出されているが(甲C第32号証)、2013年(平成25年)4月7日付朝日新聞の報道(甲C第33号証)によれば、英国に委託していた使用済燃料の再処理費用が当初予定額の3倍になっているとのことだから、総事業費が18,8兆円にとどまる保証はない。

一民間企業がこのように長期にわたる研究を行い、莫大な資金投入を行うこともまた不可能である(そして、このような巨額の資金を国が投入したにもかかわらず、いまだに安全な処分が確立していないことも、準備書面6で述べたとおりである)。

(3) 社会的合意が必要であること

再処理を行うにせよ、直接処分を行うにせよ、最終的に数万年保管するための処分場所を決定するには、当該処分場所として選定された地元の了解の承諾を得た上で、補償等の措置を講じなければならない可能性もある。このように社会的合意を得たり、補償等を講じたりすることは、前2項のような問題がある以上、超長期にわたる保管に責任を持たない一民間企業では不可能である。

(4) 小括

以上のとおり、民間企業である電力会社には、使用済燃料の処分について、超長期にわたる安全性を確保することはできない。また、莫大な資金を長期

にわたって捻出することも社会的合意を取り付けることも不可能である。したがって、一民間企業が単独で使用済燃料の処分方法を定めて実施することは絶対に不可能である。

第3 被告国が最終処分事業の実施主体である

1 被告国が方針を定めた

原発稼働によって発生する廃棄物のうち、現在でも最終的な処分方法が決まっていないのは、高レベル放射性廃棄物である。高レベル放射性廃棄物とは、再処理後に生じた廃液をガラスで固めたガラス固化体をいう（もともと、再処理が成立する見込みは極めて低いため、将来的には、使用済核燃料そのものが「高レベル放射性廃棄物」とされる能性が高いと言わざるを得ない。）。

国は、高レベル放射性廃棄物の最終処分について、1976年（昭和51年）に地層処分の方向性を示し、1982年（昭和57年）に原子力長期開発利用計画において、「処分については、長期にわたる隔離が必要であること等から国が責任を負うこととし」と明言して地層処分に関する調査・研究を進めることを定めている（甲C第34証11頁）。

1987年（昭和62年）の原子力長期開発利用計画では、高レベル放射性廃棄物の処分について、より具体的に、「固化した後に30年間から50年間程度冷却のための貯蔵を行うこと」「貯蔵後、地下数百メートルより深い地層中に処分する」ことが定められ、地層処分技術の確立のための研究開発は動力炉・核燃料開発事業団を中核推進機関として行うことが定められた（甲C第35証22頁）。

1994年（平成6年）の原子力長期開発利用計画（以下「平成6年原子力長期開発利用計画」という。）では、地層処分の手順が概ね定められ、操業開始目途は2030年代から遅くとも2040年代半ばまでとされている。また、動力炉・核燃料開発事業団は、2000年（平成12年）前までに研究開発の

成果の取りまとめを行って公表し、これを受けて国は地層処分の技術的信頼性等を評価することとされた（甲C第36証25～28頁）。

2 地層処分を可能にするための被告国の実施策

(1) 制度・組織づくり

1999年（平成11年）11月、核燃料サイクル開発機構（動力炉・核燃料開発事業団が改組してできた機構）は、平成6年原子力長期開発利用計画に定められたとおり、報告書「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性 - 地層処分研究開発第2次取りまとめ」を国に対して提出した。国は、これを受けて、2000年（平成12年）5月、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を制定し、同年10月、同法に基づき、最終処分実施主体として原子力発電環境整備機構（NUMO）を認可した。

(2) 自治体への利益誘導

処分地は、文献調査、概要調査、精密調査を経て選定され、最終処分場が建設されることとなっている。国は、文献調査の段階から、電源三法交付金の適用対象とし、地域振興対策費として単年度交付額上限10億円の予算措置を講じて利益誘導を行っている（甲C第37証22頁）。

(3) 広報活動

経済産業省資源エネルギー庁では、高レベル放射性廃棄物の処分について「国民の理解を深めるため」として、多数のパンフレットを作成し、各都道府県で説明会やワークショップを開催し、実物大の高レベル放射性廃棄物の地層処分模型を積載した展示車を全国各地で開催するなどの理解促進活動を行っている（甲C第38証及び甲C第39証）。

(4) 以上のように、被告国は、最終処分場を選定するために積極的に施策をとっており、最終処分事業の実質的な実施主体としか評せない。

3 被告国の関与なしに最終処分場は定まらないこと

上記のような方針が定まったにもかかわらず、実際には最終処分場は、20

02年（平成14年）に公募を開始してから、いまだ文献調査に応じるところすらなく、今後も、同様の状況が続くことは容易に想像がつくところであった。

そこで被告国は、このような状況を打開するために、2010年（平成22年）9月7日、日本学術会議に対し、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組みについて（依頼）」と題する書面を送付し、高レベル放射性廃棄物の処分の取組みにおける国民に対する説明や情報提供のあり方についての提言のとりまとめを依頼した（甲C第40証）。

これに対し、日本学術会議は、2012年（平成24年）9月11日付で6つの提言を行っている。この中で、高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策を抜本的に見直す必要があること、暫定保管および総量管理を柱とした政策枠組みの再構築が不可欠であること、金銭的手段による誘導を主要な手段にしない形での立地選定手続が必要であること、討論の場の設置による多段階合意形成の手続の必要性などが提言されている（甲C第41号証）。これらの提言の実現は、被告国にしかできないことであり、今後、被告国の関与なしに最終処分の方法を定めることはできないのである。

実際、2013年（平成25年）4月22日、被告国は、原子力政策を持続可能にするためとして、最終処分場選定手続に被告国が積極的に関与する体制を目指して5月に議論を開始することを決定した（日本経済新聞電子版2013年4月23日報道）。

4 小括

原発の稼働を続けるには、最終処分の方法を必ず決めなければならない。ところが、民間企業である電力会社は責任を持つことができない。

廃棄物処理は、本来、廃棄物を生み出す事業者の負担において行うべきものである。しかし、原発における使用済燃料については、被告国は、電気事業者以上に積極的に関与して、最終処分方法を決定し、制度を作り上げ、制度が想定通り機能しないとみるや自治体への立地自治体への利益誘導を行い、積極的

に広報活動を行っている。

被告国は、原発に対して過剰なまでの業界保護政策をとっており、もはや被告国が最終処分事業を行っているといつて差し支えないのである。

これはすなわち、「廃棄物を処理する国」イコール「廃棄物を生み出す事業者」であると評価できる。正しく原発事業は、「被告国の事業」なのである。

第4 結論

以上のとおり、使用済燃料の最終処分の観点からみても、電力会社は被告国の関与なしに原発を稼働することはできない。そして、被告国が最終処分事業を行っていると言えない以上、原発は実質的に被告国の事業なのである。

以上